

令和 3 年度のエンデュランスに関する主な規程改定について

エンデュランス本部

エンデュランス規程第 33 版（2021 年 4 月 1 日施行）は、当ホームページの規程集からもダウンロードできますので、併せてご確認ください。

以下、主な改定点（赤字）となります。

※下記以外にも変更がありますので、詳細は規程にてご確認ください。

記

1. 第 825 条 馬具と用具

825.6 遵守を怠った場合：役員はいつでもフィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションの馬具／装具を点検できる。第 1 回（競技前）インスペクション時に、あるいはその前に人馬コンビネーションの馬具／用具が第 825 条 2（許可される馬具）および／または第 825 条 3（禁止される馬具）に違反していると役員が判断した場合は、その馬具／用具を改めるか、取り外すよう当該役員が求めることがある。この役員の指示に従わなかった場合は失格となる。この判断が第 1 回（競技前）インスペクションの後にくだされた場合は、当該コンビネーションの失格となる。（JEF）

2. 第 827 条 出場資格:馬

827.1 (抜粋)

120 km以上の公認競技に参加する馬は、80 km以上の公認競技を 2 回以上完走しており、
かつ 7 歳以上であること。

140 km以上の公認競技に参加する馬は、120 km以上の公認競技を 1 回以上完走しており、
かつ 8 歳以上であること。

3. 第 838 条 ループの平均速度の計算と速度制限

(新規につき、規程にてご確認ください)

4. 第 839 条 競技出場停止期間 (MOOCP)

(馬の出場停止期間 (MOOCP) について、大幅な改定となっております。規程にてご確認ください。)

5. 付則 7 : 3 回目 (あるいはそれ以上の) FTQ-GA 判定後の獣医検査

(第 839 条の改定に伴い規程内容の変更がありますので、規程にてご確認ください。)

以上

また、過日のニュース記事 (2021 年 4 月 5 日付) にてお知らせいたしました、「エンデ
ュランス規程第 807 条 5 の解釈について」も FEI 規程に準じたものとなっておりますので、
併せてご確認くださいませようお願いいたします。